

答 申 第 91 号

平成14年8月11日

千葉県企業庁長 松戸 和雄 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立に対する決定について（答申）

平成10年5月11日付け企ニ用第21号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

平成10年4月10日付けで異議申立人から提起された、平成10年2月26日付け企ニ用
第156号で行った公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県企業庁長の決定は、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県企業庁長（以下「実施機関」という。）が、平成10年2月26日付け企ニ用第156号で行った「(平成8年度) 支出・振替（更正）回議書（支出回議書番号第30号）」及び「二重登記抹消に関する契約の締結等について」（以下「本件文書」という。）の公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）の取り消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第2号該当性について

異議申立書に添付した土地登記簿閉鎖謄本写し、二重登記抹消に関する契約書写しに示すとおり、登記関係書類によって、印西市草深字〇〇〇〇番の土地について、平成8年3月27日二重登記抹消に関する契約書を作成し、千葉県は〇〇〇〇に対し協力金として、金145,166円を支払う旨約束していることは、既に明らかである。

したがって、旧条例第11条第2号には該当しない。

イ 旧条例第11条第8号該当性について

前記アと同様に、既に公開されてしまっている事柄について、旧条例第11条第8号には該当しない。

ウ 非公開理由記載の程度について

公開しない理由として、旧条例第11条第2号及び第8号該当とし、それぞれ条文用語が記載されているが、それが具体的に記載されていないので違法である。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、千葉ニュータウン事業における二重登記抹消に関して、二重登記抹消協力金を支出するために作成された平成8年5月15日起票の「支出・振替（更正）回議書（支出回議書番号第30号）」及び添付された「二重登記抹消に関する契約の締結等について」の起案文写しであり、支出・振替（更正）回議書、請求書、印鑑登録証明書、二重登記抹消に関する契約書、登記嘱託書副本、二重登記抹消に関する契約の締結等について（起案文写し）、二重登記抹消協力金交付要綱等から構成されている。

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 本号本文該当性について

本件文書は、二重登記抹消に関して特定個人と千葉県との間の契約の締結及び二重登記抹消に対する協力金の支払いに関する文書であり、受取人の住所、氏名、口座情報、支払額、印鑑登録証明書、土地の所在・地目・面積・位置図等が記載されており、特定個人が識別され、又は識別され得るものであり、本号本文に該当する。

イ 本号ただし書該当性について

(7) 本件文書には、ただし書ロ及びハのいずれの例外規定に該当する情報は、記録されていない。

(イ) また、本件文書には、ただし書イに該当する土地の所在、地目、面積等の土地登記簿に記録されている情報が含まれているが、当該部分のみを分離して公開しても、公開を受けようとする趣旨を損なうものであるから、部分公開は適当でないと判断した。

(3) 旧条例第11条第8号該当性について

ア 「事務事業」とは、実施機関が行うすべての事務事業をいい、組織、人事、財産管理等、いわゆる内部管理に係る事務事業を含むとされており、本件文書は、企業庁が千葉ニュータウン事業を推進するうえでの用地業務であり、行政執行情報に該当する。

イ 本件文書は、個人情報記録されていることから、請求者が、当該文書の一部あるいは全部の情報を知り得ていることの有無に関わらず、公開になじまず、また、公開することにより関係者との信頼関係が損なわれると考える。

ウ 県では、二重登記抹消の協力を得るため、関係者に誠意を持って事情を説明するなど交渉を実施しており、多数の者から協力を得ているが、一部には、協力を得られない者及び係争中の者もあり、公開することは、千葉ニュータウン事業の円滑な執行に著しい支障を生ずると認められる。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書の内容・構成は、3(1)のとおりであり、本件文書に記録された情報は、旧条例第11条第2号及び第8号に該当するとして、実施機関は、これを非公開としたものである。まず、旧条例第11条第2号該当性について検討する。

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 本号本文該当性について

(ア) 異議申立人は、2(2)アのとおり主張する。

(イ) しかしながら、本号でいう「個人に関する情報」とは、請求者が誰であるかを問わず公開するかどうかの判断を行うもので、仮に本件文書に記録されている情報を承知して請求した場合であっても、これにより、公開するか否かの判断がなされるものであるから、この点について異議申立人の主張には理由がないものである。

(ロ) 次に、本件文書についてみると、二重登記抹消協力金の受取人の住所、氏名、口座情報、支払額、印鑑登録証明書、土地の所在・地目・面積・位置図等が記録されており、関係者にとっては、個人の財産状況に関する情報といわなければならない。

(ハ) そして、本件請求は、「印西市草深字〇〇〇〇番の土地について〇〇〇〇に対して平成8年6月頃支払った協力金に関する一切の資料」という二重登記に係る土地の地番と二重登記抹消協力金の受取人個人を特定して行われたものであることから、本件文書に記録された情報は、すべてが個人情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得るものと認められ、本号本文に該当するものと判断する。

イ ただし書該当性について

(ア) 次に、アで本号本文に該当するとした情報は、ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかであるので、以下ただし書イの該当性について検討する。

(イ) ただし書イは、法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報が記録されている公文書は、本号本文に該当する場合であっても公開する旨規定しており、確かに、本件文書に記録された情報のうち、「土地の所在」、「地目」、「面積」、「持分」等の情報は、これだけを見れば土地登記簿に記載され、本件土地の所在地を管轄する法務局で誰でも閲覧することができる情報であり、形式的には、ただし書イに該当するものである。

(ウ) しかしながら、法務局で誰でも閲覧できるこれらの情報も、ア(エ)で述べたとおり、特定個人に支払った協力金に関する資料として請求されたものであることから、これらが結びつくことにより個人の財産状況が明らかになるので、何人でも閲覧することができる情報ではないものとして取り扱われるものであり、ただし書イには該当しないものと判断する。

(3) 旧条例第11条第8号該当性について

次に、実施機関は、本件文書が旧条例第11条第8号にも該当する旨主張するので、本号該当性について検討する。

ア 第8号前段該当性について

二重登記抹消業務は、千葉ニュータウン事業において取得した土地の権原を確定するための交渉であり、本号前段に該当すると判断する。

イ 第8号後段該当性について

本件文書については、これを公開した場合、二重登記抹消協力金を受領したか否かを別として、特定個人が千葉ニュータウン事業の二重登記抹消に協力したことを明らかにするものであり、二重登記の抹消に非協力的な者が存在するという現状を鑑みれば、実施機関と関係者との信頼関係が損なわれるとともに、将来の同種の事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずると認められ、本号後段に該当するものと判断する。

(4) 非公開理由記載の程度について

ア 異議申立人は、公開しない理由として旧条例第11条第2号及び第8号該当とし、それぞれ条文用語が記載されているが、それが具体的に記載されていないので違法であると主張するので検討する。

イ 異議申立人は、「印西市草深字〇〇〇〇番の土地について〇〇〇〇に対して平成8年6月頃支払った協力金に関する一切の資料」を請求しているところであり、公開請求の対象となる公文書は、二重登記抹消協力金の支出に関する公文書（支出・振替（更

正) 回議書と、これに関連する請求書、契約書等適正な支出であることを証明または確認する書類) であることは、通常、予想し得るものである。

ウ また、本件文書の性質上、その記録内容は、個人の住所、氏名、口座情報、印鑑登録証明書、土地の所在・地目・面積・位置図等の個人情報、また二重登記抹消に関する契約書や二重登記抹消の処理方針等、実施機関が行う事務事業に関する情報であることは、容易に推認し得るものである。

エ したがって、実施機関が行った本件決定に記載された理由付記の程度については、本件決定を違法とするまでの不備があるものと解することは、困難である。

(5) 結論

以上により、本件文書に記録された情報は、旧条例第11条第2号及び第8号に該当し、公開しないことができるものである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
10. 5. 11	諮問書の受理
10. 6. 19	実施機関の理由説明書の受理
11. 3. 26	審議
14. 2. 28	審議 実施機関から非公開理由の聴取
14. 6. 18	審議
14. 7. 19	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
岩間 昭道	千葉大学教授	
大友 道明	弁護士	
鶴岡 稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	部会長
福武 公子	弁護士	

(五十音順：平成14年7月19日現在)